大阪府青少年健全育成条例の改正(案)に対する府民意見等と府の考え方について

募集期間:平成29年12月12日(火)~平成30年1月10日(水)

募集方法:電子申請、郵送、ファクシミリ、来課

募集結果: 2名から3件(うち、意見の公表を望まないもの0件)

1. いわゆる「JKビジネス」への対応について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
1 – 1	規制となる営業形態が客観的に見て、は	規制の対象となる営業形態については、
	っきりしないのではないか。(誰が有害役務	大阪府青少年健全育成審議会において審
	営業にあたると認定するのか、新たな営業	議していただいた結果を踏まえ、府におい
	が出てきた場合も誰が認定するのか)	て検討し、決定したものです。今後、営業
	また、青少年とは何歳までなのか。(女子	者をはじめ府民の皆様にわかりやすく周
	高生を主にみているのか女子中学生はどう	知してまいります。
	かなど、はっきりしないので取締りがあい	また、大阪府青少年健全育成条例で規定
	まいになると思う。)	する青少年とは 18 歳未満の者を指します。

2. インターネットの有害情報対策について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
2-1	インターネットは世界と通じていて大阪	今回の改正は、いわゆる「青少年インタ
	だけでどのように事業者を特定して効果が	一ネット環境整備法」の改正に伴い、フィ
	あるかもわからない。	ルタリング手続に係る規制の対象事業者
	義務化など書かれているが、罰則規定も	を携帯電話事業者に加えて契約代理店ま
	かかれておらず、実効性があがるとは思え	で拡大すること等を盛り込んでおり、大阪
	ない。	府内の事業者が対象となります。
		また、実効性を高めるため、条例の遵守
		状況を確認するための立入調査の権限や
		条例の規定に違反した場合は勧告し、勧告
		に従わなかったときは店舗名等の公表が
		できる規定を従前から盛り込んでいます。

3. その他(今回改正する箇所以外のご意見)

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
3 – 1	子供がよく見るような人気アニメの玩具	有害玩具刃物類(本条例第 16 条第 2 項)
	(フィギア)について、青少年の教育に相	に該当した場合は、第 17 条の規定により
	応しくないようなアダルトビデオっぽいポ	青少年に対して販売、貸し付け、頒布、贈
	一ズの女性キャラのものがあります。	与又は青少年の物品と交換することを禁
	府で調査のうえ、有害と判断した場合、	止しています。
	商品の展示をやめさせたり、行政指導や罰	
	則も必要ではないか。	